

昭和二十二年九月二十二日発行（毎月第三回十日発行）
平成八年三月十日発行（毎月一回十日発行）

中央 労働時報

第903号
臨時増刊

監修 中央労働委員会事務局

労働委員会制度創設50周年記念式典概要
(平成7年11月14日)

労働委員会制度創設50周年記念
第50回(平成7年11月15日～16日)
全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

財団法人

労委協会

○パネルディスカッション

労使関係の変化と労働委員会の役割

一一世紀を展望して

○司会者 高梨 昌（中労委・公）
○討論参加者 花見 忠（中労委・公）

高梨 昌（中労委・公）
花見 忠（中労委・公）
道幸哲也（北海道・公）
岩山保雄（中労委・労）

大橋 達（北海道・労）

深瀬義郎（中労委・使）
豊田伸治（大阪・使）

○高梨（司会） 全体の司会を務めます高梨でございます。司会進行の方法について申し上げます。最初にいまと紹介がありますように、花見委員から二〇分程度の問題提起をいただきます。私も発言したいですから、全体のパネラーの方は七名になります。全体が一四〇分で問題提起が二〇分程度ですので、パネルディスカッションの時間は一二〇分です。それぞれ論客の方々ですから、いろいろと発言したい論点が多くあるかと思いますが、一回の発言時間を可能な限り論点を絞って、簡潔に問題指摘をいただきて、二時間にわたるパネルディスカッションを進めたいと思います。

なおパネルの進め方につきましては、一

○高梨（司会） 全体の司会を務めます高梨でございます。司会進行の方法について申し上げます。最初にいまと紹介がありますように、花見委員から二〇分程度の問題提起をいただきます。私も発言したいですから、全体のパネラーの方は七名になります。全体が一四〇分で問題提起が二〇分程度ですので、パネルディスカッションの時間は一一〇分です。それぞれ論客の方々ですから、いろいろと発言したい論点が多くあるかと思いますが、一回の発言時間を可能限り論点を絞つて、簡潔に問題指摘をいただいて、二時間にわたるパネルディスカッションを進めたいたいと思います。

なおパネルの進め方につきましては、一
つは「現行労使紛争処理システムの問題点」ということで、現状でどういう問題があるかなどとします。一番目が「新たな労使

「紛争の性格」です。これは労使関係が大きくなり変わつて來りますので、それを踏まえながら、どういうような新しい紛争が起きているかという問題です。三が二世紀を展望したパネルディスカッションということですから、「現行の紛争処理システムの問題点」として、一体どういうような見直しが必要か、見直すとすればどういうような見直しの方向があるか、とりわけ個別労使紛争が増えておりますので、その点について、それぞれの労使の方々からのご見解をご披露いただこうと、こういうことで進めたいと思います。何とぞよろしくご協力ください。それでは最初に花見委員から問題提起をどうぞ。

石川先生がいらして労働委員会の現状について、かなり忌憚のないご意見があります。私は石川先生の弟子でございますが、方労働委員会制度については石川先生なら、あのくらい言われても構わないけれど、私の場合はあまり率直に申し上げますと、差し支えがあるようなことが多いのではないがと思います。今日のパネルディスカッショノは「労使関係の変化と労働委員会の役割」についてで、副題が「二一世紀を展望して」ということです。二一世紀まで展望して今後のあり方について考えるということになりますと、やはりここから辺で労働委員会制度を根本的に考え直す必要があるのでないかと思つております。

そのように思います前提として先ず、この数のピークは、昭和四九年にきておりました。それまで労働委員会制度は五〇年の間、非常確立に至る、さまざま大変動の激動の時

に大きな役割を果たしてきたといえると思

り重要な役割を果たしてきたということです。しかし雇用システムが確立し、労使関係が安定したことによって、アイロニカルな話ではありますが、労働委員会制度そのものが逆に存在意義を問われるようになつたのではないかと考えられるわけです。

石川先生がいよいよ労働委員会の理事長について、かなり忌憚のないご意見があります。私は石川先生の弟子でございますが、方勵委員会制度については石川先生なら、あのくらい言われても構わないけれど、私の場合はあまり率直に申し上げますと、差し支えがあるようなことが多いのではないであります。今日のパネルディスカッショノは「労使関係の変化と労働委員会の役割」について、副題が「二一世紀を展望して」ということです。二一世紀まで展望して今後のあり方について考えるということになりますと、やはりこゝら辺で労働委員会制度を根本的に考え直す必要があるのでないかと思つております。

そのようこ思ひます前提として先ず、この数のピーカークは、昭和四九年にきておりま

石川先生がいよいよ労働委員会の理事長確立、労使関係の安定という、今日の時代を形成する上において、労働委員会はかなり重要な役割を果たしてきたということです。しかし雇用システムが確立し、労使関係が安定したことによって、アイロニカルな話ではありますから、労働委員会制度そのものが逆に存在意義を問われるようになつたのではないかと考えられるわけです。

労使関係は安定の方向に向い、昭和六〇年代に至つて労使関係がほぼ安定するというふうに言えると思いますが、審査事件のピーカは昭和五八年にきております。数の点だけで労働委員会の機能を測るのは問題かと思ひますが、いちばん簡単な指標として数を見た場合、それ以降の事件数は激激に減少しております。言葉は非常に悪いですが、やはり何と言つても、労働委員会制度の役割が低下してきたと考えてよからうかと思ひます。これがまず第一に確認しておきたい、労働委員会制度の内側の問題です。

外側の問題、つまり労使関係という労働委員会を取り巻く環境の変化ということについては、皆様もご異論のないところです。一九八〇年代になりましてから長期雇用システムが急激に動搖し、年功的労使関係が変化しつつある。よくいわれておりますように、流動的な労働市場の拡大、労働力の質の変化ということが起きております。後で申しますように紛争処理システムを考える場合、労働力の流動化ということが極めて重要だと思います。それからもう一つ重要な問題点は労働組合の組織率の低下です。これは国際的に見てアメリカほどほどくはありませんが、日本の組織率の低下も相当なものであろうかと思います。

こういう状況が八〇年代以降の状況で、特にこの一、二年、労働法学者や労使関係

学者の書いたもの、労働省の各種文書の中には、労働委員会の外側における個別紛争処理制度の必要性ということが指摘されるようになつてまいりました。これはいまの労働力の流動化と密接に関連しているわけです。この個別紛争処理制度は、裁判所だけでは十分に機能していないし、労働委員会は個別紛争処理をする制度ではありませんので、個別紛争処理制度というものを再検討する必要があるだろうということです。

学者の書きましたもの、それから労働省の文書の中で端的に問題点の出ている文書として、中央労働基準審議会関係の文書があります。例えば、この春（平成七年）に発表いたしました中基審の就業規則等部会の「契約法制の再検討の中間的見直しについて」という報告書があります。その中で「労働契約にかかる個別紛争の調整について、裁判制度のみでは時間、費用等の点で不十分」である、「今後、人事労務管理の個別化が進んだ場合には、集団的な処理が有効には機能しない場面も生じる。」「簡易迅速に処理を行うための方策を検討すべきで」、この「検討に当たっては、労働委員会などの仕組みを活用することも検討する必要がある」というふうに指摘をしております。いちいち申し上げませんが、基準局のいくつかの文書の中で、こういう指摘が最近行われるようになつてまいりました。学者、その他実務家でも、こういった

意見がかなり抬頭していると言つていいかと思います。

この点に関し大事なことは、個別紛争の重要性が増大して、集団的な処理が有効に機能しないということと労働委員会の機能変化が密接に関連している点ではないかと思います。先ほど申し上げたことですが、数字から申しますと、調整では昭和四九年のピークから現在は大体四分の一ぐらいに事件が減つております。不当労働行為事件のほうも係属件数で見ますと三分の一近く、新規申立事件でいいますと、昭和五八年から平成六年の間に四分の一になつております。そういう非常に大きな変化があるわけです。このことは同時に事件数だけではなくて事件の性質というもの、つまり質的な変化が伴つているのではないかと思われます。大変言葉が悪いのですが、端的に申しますと、不当労働行為事件は非常に特殊なものに偏つてしまつたと言つていいかと思います。ご承知のとおり、一つの会社で数件から一〇数件、労働委員会や裁判所に常時かかる会社が、かなり増えております。つまり非常に病理的な現象を取扱うところに労働委員会はなつてきているわけです。それからもう一つ、よく指摘されておりますように、不当労働行為事件の中の四〇%近くが、いまや複数組合事件

正常な日本の労使関係の大局からは、かなり偏ったところに事件が集中しているわけです。公的紛争処理制度というものは、もともとそういう病理的なところだけを取り扱う所ですから、ある意味では「当たり前だ」と言えれば当たり前なのですけれど、近年、そういう機能変化が生じてきています。私は石川先生の處女講義を昭和二六年、大学二年生のときに聞いたのが、労働問題に深入りする始まりになつたわけですが、その講義で私が聞きましたのは、昨日も先生は触れておられました通り、「労働委員会制度といふものは簡易、迅速、低廉な手続である」と、こういうふうにおっしゃつておられました。これが先生も言わされましたように、現実とは全く離れてしまつたのが今日の実情です。このような労働委員会の機能変化が、今後の我々の検討すべき出発点です。

二番目は紛争の性格変化です。先ほどの基準審議会の文書では人事労務管理の個別化、個別紛争の抬頭ということをいつておられます。ここで紛争処理のシステムといふ観点から労働委員会制度および裁判所の問題を、高梨先生から与えられましたサブテーマに従つて、考えてみたいと思います。

件をこえた一九九四年を別にすると、このところ年間三、〇〇〇件くらいです。これに対しても、労働委員会、裁判所以外の紛争と申しますか、行政機関にかかるております事件の数をみますと、ごく大雑把な数字で、労政事務所に七五、〇〇〇件、婦人少年室に一〇、〇〇〇件、監督署に二万件ぐらいかかるております。つまり労政事務所、婦人少年室、監督署といった所に、個別紛争と見られるような事件が年間一〇数万件出しているわけです。つまり労働委員会と裁判所の判定事件三、〇〇〇件に対して四〇倍ぐらいのものが、現在の日本では個別紛争として、企業内で処理できない形の紛争として出てきているということです。

労働委員会制度を問題にする場合、つまり公的な紛争処理制度の問題点を考える場合、大局的に見ますと日本の状況、労働裁判事件および不当労働行為事件の状況というものは他の産業国に比べると、公的紛争処理における労働事件数が圧倒的に少ないことは、皆様もご承知のとおりです。他方、先ほども触れましたように、日本では労使関係が安定したわけです。そういう状況を考えますと、あまり深刻に裁判所の機能、あるいは労働委員会の機能というものを考える必要はないということを、一方でいえます。

なぜ公的な事件、特に判断的な処理事件の数が圧倒的に少なくて、日本では労使関係が安定したかといえば、主として企業内のインフォーマルな制度が機能してきたということです。インフォーマルな紛争処理制度とフォーマルな紛争処理制度というものは、どこの国でも非常にインフォーマルなものから非常にフォーマルなものまで、さまざまな紛争処理のメカニズムが社会の中にあります。労使関係の場合でも、段階的に極めてインフォーマルなものから、極めてフォーマルなものに、徐々にフォーマリティが強くなっていく、そういうさまざまなもののが存在しているわけです。

比較法的に見ると、先進工業国の中でも日本の場合はインフォーマルなほうに、しかも企業内のインフォーマルな紛争処理制度のほうに、強くウエートがかかって、ほとんどどの紛争がそこで処理されてきたということがいえると思うのです。ところがここで非常に大きな問題は、「労働力の流動化」というふうに簡単に言ってしまいますけれど、社会の変化、人々の心理の変化、生活環境の変化、生活スタイルの変化といったのではないかということです。本当はここで紛争処理システムのインフォーマルなものからフオーマルなものへの処理の仕方について、それぞれ紛争の性質とか手続とか傾向

判断の仕方というようなことについて詳しく申し上げたいのですが、時間がありません。
非常に簡単に申しますと日本の企業内のインフォーマルな処理というものは、労使の信頼関係、相互理解に基づいて、大変うまく機能してきたということがいえるわけです。このインフォーマルな紛争処理というのは対人的なもの、非常にインティメイトなものであります。同時にそれは平和的な解決です。それに対して、公的な紛争処理制度というのは対決的なものであって、即物的で、適用される規範は客観的な普遍的な法規範です。これに対して、インフォーマルな紛争処理は、適用する規範があるとすれば、せいぜい社会規範であって、その判断の基準というものは、それぞれの人と人との関係で結び付いた非常に特定的なものである。

同時に処理の仕方が極めて弾力的であるのに対し、公的紛争処理というものは非弾力的、一刀両断、ブラック・アンド・ホワイトの解決です。それに対してインフォーマルな解決というものは段階的であり、悪く言えば曖昧、その代わり非常に弾力的です。それと同時にもう一つ重要なことは、インフォーマルな処理は人間関係を前提にした解決ですから、それは当然その後の人間関係を考え、将来的な展望の上に立つた

判断を行ううといふもので、それに対しても公的な紛争処理制度、特に裁判といふものは過去の事実を確定し、これに對し過去に確立されている規範である法規範を適用して紛争処理をします。こういう処理の仕方であります。

細かいことを申し上げる時間がありませんが、処理の仕方ということを考えますと、現在の日本の労働委員会制度の不当労働行為の手続というのは、大変公的で法律的なものに次第になつてきましたといふことがいえます。昨日配られました『中央労働時報』の八九七号臨時増刊号の小西論文と山川論文に、裁判所と労働委員会のアプローチの仕方の違いについて、非常に見事に書かれております。小西論文の表現でいいますと、基本的に労働委員会はクローバル、包括的なアプローチです。それから山川論文でいいますと、「要件裁量」という言葉が使われておりますが、そこに本来の労働委員会と裁判所の違いがあるべきである。にもかかわらず手續の仕方そのものが、極めて民事訴訟に近い手續を取り、かつ命令の作り方、書き方自体がかなり裁判に近くなつております。細かいことはたくさんありますけれど、その結果、労働委員会制度は、先ほど申し上げたような本来の行政委員会として、簡易、迅速、低廉といふことからは程遠い処理の仕方が、定着してしまつたといふことがいえると思ひます。

一團体紛争となれば、ますますそういうが一個別紛争も含めて労使関係というものは極めて文化的、対人的、非経済的、非合理的、日常的、継続的な性質があるということは、一般に指摘をされております。そういう意味で、いわばフォーマルな処理の仕方といふものは、本来の労使関係の処理には適さないものです。少なくともこれまでの労働委員会の場合も、裁判所の場合も、非常に時間がかかり、お金がかかるような制度で労使紛争を処理してきたわけです。非常に数の少ない公的な処理以外は、すべて主として企業内のインティメートな労使関係、信頼関係に基づいて処理してきたわけです。ところが、このインフォーマルな企業内紛争処理が、労働力が流動化することによって、次第に機能しなくなる可能性がある。この結果が先ほど申し上げました一〇数万件なのです。これは、おそらく氷山の一角であろうと思われます。つまり労働委員会や裁判所には出て来ないような紛争というものが、次第に増えてきているのではないかということです。

したがって、私どもは労働委員会の今後を考える場合、インフォーマルで弾力的な公的制度というものを考えていかなければなりません。つまりプライベートな制度でインフォーマルで弾力的なものが、社会の中に自然に育つていけばいいわけですが、

日本の場合には、先ほどから申し上げているように、長期雇用の前提に基づいた労使の信頼関係で、これまで紛争がうまく処理されてきたのです。これが機能しなくなつたとき、公的なものというものは準公的なものを含め、何らかの形で国の政策的なアプローチ、国の方針としてこういった制度を考えしていく必要があると思われます。

ごく簡単に申し上げれば、いまの労働委員会制度は必ずしもそれに適しません。そこで現在の必要性に応じた紛争処理制度をもつくるとすれば、それは労働委員会の外につくるというオールタナティブが、もちろんあるわけです。しかし労働委員会制度は現に存在し、かつ大きな役割を果たしそれなりの蓄積された資源があるわけです。そういうことを考えますと労働委員会制度を時代のニーズに適応させ、変えていく必要があるのでないかと考えるわけです。これが現在 労働省のいくつかの文書で指摘されている個別紛争処理制度と労働委員会制度のドッキングという発想であろうかと思います。大体時間になりましたので、以上で最初に私の申し上げることは終わらせていただきます。

○高梨 どうもありがとうございました。
それでは、いまの花見さんのプレゼンテーションを受けまして、これからパネルディスカッションに入りたいと思います。全体の議論の仕方としては、いまの花見さん

ご報告も大変幅広い問題提起であります。最後に展望のご指摘があるわけですから、最初に現行の労使紛争処理システムでは、どういう点が問題かということのご指摘を労使それぞれのパネラーの方々からいたします。最後に公益側の道幸さんにお伺いをして、最初に労働側のほうから、どうぞ。

○大橋 まず私は本日のテーマである「労使関係の変化と労働委員会の役割」というテーマに、異を唱えるわけです。私は、率直に言って労使関係は変化していないといふうふうに考えております。それはどうしたことかといいますと、今日、「豊かな社会」とは言いながら、無階級のユートピアではないわけです。私的所有の社会で、利潤という概念は消滅したのだということはソ連効率の社会で、しかも生産手段を資本家が握っていると。そうした中で階級対階級がないわけです。私的所有の社会で、利潤と効率の社会で、しかも生産手段を資本家が握っていると。そういう実験は終わつたわけですけど、ソ連でも利潤と効率が中心になつた。いろんな問題はありますが、今日の社会の本質といふものは、私は変わつていいと思います。

例えば明治から大正になつて、大正初期に河上肇博士が『貧乏物語』というのを新聞に連載しました。河上先生は、機械文明がこれほど発達して、生産力が従来の数千倍、数万倍に増加したのに、機械文明の先

進国である西洋において、これほど貧乏人がたくさんいるのはなぜかと、こういう問題を提起したわけです。「西洋」というのは当時のアメリカ、イギリス、フランス、ドイツを指しているのですが、博士は西洋批判に名を借りて、我が國の資本主義制度をも批判したのだと思うのです。もちろん大正初期と今日では消費生活が違いますから、生産力によって、つまり労働組合は生産性向上に協力して巨大なハイをつくった。それに対する正当な分配にあずかっていなれば、そういう面において私は『貧乏物語』の河上博士が指摘した原理というものは、本質的には変わっていないと思うのです。私の所有があり、階級というものも依然として存在する。それゆえにこのテーマは、いささか異議があるということを最初に申し上げます。

次に労働委員会の問題として、たくさん の問題を挙げますと時間を独占するので、一つだけ申し上げます。まずは「労働委員会」なればという前提で、一つ議論したいと思います。戦前、昭和初期ですが、小樽港のゼネストがありました。これは「小樽港湾ゼネスト」と言って労働運動史上、非常に評価されたストライキです。これが国際的にも非常な反響を呼びまして、当時の新聞によると、フランスのマルセイユの貨物船の船員が小樽行きの乗船を拒否したというのです。自分たちはスト破

りはしないと。そこまで国際的な広がりを見せたものなのです。

実は商工会議所です。当時は労働委員会はなかつたわけですけれど、私はそういう歴

組合は同盟系ですけれど、それは港で働く
同志ですから、全港湾がスペチを止め、倉
庫を止め、全部止めたら、船の作業も海
員組合の指令によつて止まります。

そうしますと、例えまばマトンがオースト
ラリアやニュージーランドから小樽港に入つ

かしハナナが止まつたから取れおーせんで動くということはないでしょう。バナナは国民生活に不可欠とは言えない。つまり当事者というのは労働争議の中、先にあつせん申請したほうが弱みを見せたといふように見られるわけです。組合が申請すれば組合が音をあげたと見られるわけです。そうではなくて、地方自治体、知事や市町村長があつせん申請できる、そういう制度と

すべき時点にきているのだろうと思ひます。それからもう一点、不当労働行為の質的な変化、つまり複数組合の問題が三〇何パーセントを占めているということ、それからまた、合同労組の問題でも、いわゆる駆込み訴えというような形で解雇の問題を団交の問題として取り扱つて事件にするということ、こういう点を考えますと、実質的に労働委員会の申立ての事件というものは、労働委員会制度が予定したコースよりも、かえつてきどきどいうのが実情だらう。

たしも認め、でまかといふのを笑ひ方と
と思います。

ても、組合間の競争に労働委員会を利用す
るという状況もないわけではないと思いま
す。

す。また、使用者側に、日本の労働法制の特質でもあり、やむをえない点ではあります。

ですが、必要以上の負担を課している点もまた、思ひます。したがつて労働委員会制度

を、この辺で根本的に見直しすることも必要ではないかと思います。

それからもう一点は裁半所との関係であります。これは昨日、石川先生もちょっとお話をさよましたように、要件裁量の問題がいちばん

中心だらうと思います。労働委員会が判断する裁量権の範囲と、裁判所が考えていく

労働委員会の裁量の範囲とが違つているということです。労働組合法第七条と第二十二条との関係の問題です。この点について

翻つて今日、いろんな制度ができました。労働争議には労働委員会というふうに、ほかにも公害対策でもいろいろあるでしょう。いろんな制度はできただけれど、それが十分制御として動いているかどうかに、私は疑問を持つております。そこで、戦後の事例です。私は長い間小樽地区労の書記長をしておりましたが、毎年春闘で小樽港湾でストライキがおきます。すると港は全部止まるわけです。それから海員組合も協力しま

来ることはないのです。これからもずっと
室蘭に行くということになってしまふので
す。ですから何とか争議を收拾してくれな
いかということで、いちばん先に来るのは
市長なのです。

そこで考へるに我が国の制度というのは、
あまりにも当事者の申立主義なのです。つ
まり不当労働行為事件でも申立がなければ、
審査しないし、調整事件でも申立がなければ、
ば一切動かない、後は職権しかないと。一

きだと思います。ちょっと長くなりましたが、失礼しました。

○高梨 どうもありがとうございました。

続きまして、深瀬さん、お願ひします。

○深瀬 それでは、私の意見を申し上げます。先ほど花見さんから問題提起がありまして、調整事件、不当労働行為事件を含めて、労働委員会で取り扱う事件数は大変減少しているということでした。この數的な減少と質的な変化ということは、やはり学

要ではないかと思います。
それからもう一点は裁判所との関係です。これは昨日、石川先生もちょっとお話をされましたように、要件裁量の問題がいちばん中心だらうと思います。労働委員会が判断する裁量権の範囲と、裁判所が考えていく労働委員会の裁量の範囲とが違っているということです。労働組合法第七条と第二十二条との関係の問題です。この点について

は裁判所の考え方、特に最高裁判所の考え方

りました。

方というのは、だんだんわれわれが考へて、いる正しい方向に向かってきているのでは、ないかと考えております。が、なお基本的な点で相違があります。しかし、この点からいきますと労働委員会のほうも、それに裁判所が感じ易いような努力や体制を取るべきではないかと思います。例えば中労委の中でも、そういう行政訴訟に関する専門家を養成するとかの対策が今後は必要ではないかと思います。石川先生は昨日、裁判所へ出席されなかつたことを残念がつておられましたが、そういうときには中労委には労働法の専門の先生方もおられる訳ですから是非出席していただいて、労働委員会としての意見も主張していただければ非常にいいのではないかと思つております。

○高梨　どうもありがとうございました。
それでは岩山さん、どうぞ、よろしく。

○岩山　実はこのパネル討論に入る前に労側の打合せをしておこうかということでお橋委員と約五分ぐらい話し合つたわけで、すが、その五分の間でも意見の違いがかなりはつきりしてまいりました。おそらく、これから追い迫るそれが出てくるのではないかと思います。大橋委員は、今日、在籍一五年で表彰を受けたわけですが、私は地労委三年、中労委五年ということで、キヤリアは大橋委員の半分です。ですから先ほどから大橋委員のお話を感銘深く聞いてお

ような相談件数があるわけです。

先ほど花見先生が提案されました内容で、いま労使関係が安定してきているので、労働委員会の機能が低下してきているというご発言があつたわけですが、私は必ずしもそういう見方をしておりません。むしろ労働委員会が本来の機能を果たしていないのではないかだらうか、そういう視点でものを見るべきではないかと思ひます。資料にも明らかのように、平成六年のいわゆる不当労働行為事件の審査の内容を見てみましても、新規申立がゼロの県が八県もあるわけです。八県もあつて、係属事件数がゼロという所が四県もあるのです。

石川先生は簡便、迅速、安価というものを求めて、夢のまた夢ということを言っていましたが、そういうことを言つていなかった間は、労働委員会制度そのものを形骸化させしていくことになるのではないかと思ひます。したがつて職場における、そういうことを、十分意識した対応が必要ではないかと思います。そんな問題意識をうながすと、ほとんどそれに応えていないのではないかという反省が必要です。

石川先生は簡便、迅速、安価というものを求めて、夢のまた夢ということを言つておられましたが、そういうことを言つては、労働委員会制度そのものを形骸化させていくことになるのではないかと思ひます。したがつて職場における、そういうことを、十分意識した対応が必要ではないかと思います。そんな問題意識をうながすと、ほとんどそれに応えていないのではないかという反省が必要です。

私は労働委員会が制度疲労に陥っていると申し上げたわけですが、これには質的な問題と量的な問題があると考えております。まず質的な問題としましては花見委員が指摘されました、ある種の病理現象があるのではないかというお話です。あるいは深瀬委員が先ほどご指摘されました、労労対立の問題等がありましょう。それから量的な問題としては、先ほど岩山委員がご指摘された問題があるわけです。

ただ今回の総会資料で先ほどの事務局長と考へております。ただ問題は、今回のさうまでのそういう相談が出てきていることとを考えますと、労働委員会本来の機能を果たしていれば、労働委員会に持ち込まれるはずのものが、結果として持ち込めていきますと、労働委員会の関係者によつて積極的に提起されることは、どういうことでもあります。もちろん現職の労働委員会の関係者と、現に委員である方たちということです。もちろん現職の委員の皆様方の中には研究者の方もたくさんおられます。そういう研究者の方々からも、労働委員会内部からこの声が上がつてきましたが、その四項目に對して、本当に応えている状況になつてゐるかといふ問題提起はなされているわけですけれども、労働委員会内部からこの声が上がつてこなかつたのは、どうしたことなのか疑問をもつていています。

私は労働委員会が制度疲労に陥つていて、労働委員会に対する紛争処理の申立がないかというのを見つめますと、必ずしもそうではありません。連合でダイヤル相談を受けているのですが、その相談件数を見てみると、一九九三年で概ね一、〇〇〇件、九四年で概ね二、〇〇〇件、そして、件、九五年で概ね三、〇〇〇件になりますが、まだ中間ですが、九五年でほぼ三、〇〇〇件になるのではないかと思ひます。そういうふうに苦情処理件数というのは増えてきています。

以上です。

○高梨　どうもありがとうございました。

岩山委員の意見を聞いて、事件数が審査事件、調整事件とも労働委員会により、非常に大きな格差が生じてきているというのは、顕著な事実として認めざるを得ないわけですが、それを豊田委員、お願ひします。

○豊田　基本的な考え方だけを申し上げておきたいと思います。結論として申し上げますと、私は、現在の紛争処理システムと

いう所の相談内容を見ても三桁を超える

ます。先ほどの岩山委員のお話によれば、新

規申立件数がゼロの所でも相談はあるのだ
というお話をあります。それなら、その種の相談はどうして労働委員会に持ち出さ
れないのでしょうか。それは労働委員会は
頼りにならざるということなのか、あるいは
労働委員会に持つて行くまでもないと考
えています。

それから、もう一点だけ申しあげます。
政令指定都市が一一あります。その地労委
での調整事件と審査事件を合わせた一事件
当たりのコストというものをみると、平
成四年度～平成六年度の単純計算ですが約
四五〇万円から約五、八〇〇万円までの幅
があるわけです。この事件数の問題はその
意味で、コストという観点から見てみると
要もあるのではないかと、私は考えており
ます。以上です。

○高梨 どうもありがとうございました。

一応、労使の方々からご発言をいただきま
した。あとは学識経験者として、道幸さん
のほうからお願いします。

○道幸 今日のお話を伺つて、どうも中労
委と地労委の労働委員会に対するイメージ
といいますか、感覚が違うのではないかと
いうことをちょっと感じました。というの
は地労委で事件処理をしていくと、八割

近くが不当労働行為事件でも和解で処理さ
れるわけです。これは迅速、柔軟に処理し
ようと思えば結構できるわけです。そうし
されていると見るべきなのかどうか、その
辺りのところを検証していく必要があると
考えております。

そこで、もう一つは和解がうまくいかない
場合と、もう一つは和解がうまくいかない
で、JR事件のように救済命令に行く事件
については、どうしても効果的な救済とか
司法審査を行ったときの立証とか、同じ制
度でありながら、どちらの方向で労働委員
会制度を考えるかによって随分違うのでは
ないかと思います。

そういう意味では中労委の方はどうも後
者ですね。地労委段階において、うまくい
かなかった事件だけを取り扱っている。そ
ういう事件だけで労働委員会のあり方を考
えるというのは、全国的に見ると的確では
ないのではないかと思います。むしろ地労
委段階で柔軟に和解として処理されたもの
をどう評価するかということを、ひとつ検
討の対象にしたほうがいいのではないかと
考えております。

それから私は法律家ですから、その立場
から、現在の労働委員会制度の問題点を三
つ考えております。一つは、いわば不当労
働行為観です。二つ目は資格審査のあり方
です。この資格審査のあり方と利益代表者
の範囲というのは、日本の不当労働行為制
度を間接的に窒息せしめるというか、漢方
薬と逆の意味で、不当労働行為制度に非常

に困難な事柄を持ち込んだのではないだろ
うかと思います。これは是非検討すべきテーマ
ではないかと考えております。三番目は
司法審査の問題です。これは技術的な問題
で、JR事件のように救済命令に行く事件
についても、どうしても効果的な救済とか
司法審査を行ったときの立証とか、同じ制
度でありながら、どちらの方向で労働委員
会制度を考えるかによって随分違うのでは
ないかと思います。

最初の不当労働行為制度観については、
いままでの複数組合の併存の事件でもそう
ですが、申立組合を中心と考えていました。
申立組合は少數派の場合が圧倒的に多いで
すから、申立組合と使用者の観点から考
えますと、どうしても事件全体をうまく処理
できないわけです。ですから、これから
不当労働行為というのは、むしろ職場にお
けるルールという観点から考えたほうがい
うのではないかと思います。職場全体で労
働条件をどう決めていくか、その決め方と
の関係で申立組合と別組合がどういう役割
を果たしているかという視角をも導入して、
事件処理をする必要があるのではないか。
集団的労使関係から個別の労使関係へとい
うようなことで、いまは重点が移ってきて、
専ら雇用とか労働条件にかかることが、
労使紛争の一つの原因になつていて、

権的に聞くとか、救済命令のあり方として
もボストン・ティイスの名宛人を申立組合で
つ考えております。一つは、いわば不当労
働行為観です。二つ目は資格審査のあり方
です。この資格審査のあり方と利益代表者
の範囲というのは、日本の不当労働行為制
度を間接的に窒息せしめるというか、漢方
薬と逆の意味で、不当労働行為制度に非常
に困難な事柄を持ち込んだのではないだろ
うかと思います。これは是非検討すべきテーマ
ではないかと考えております。三番目は
司法審査の問題です。これは技術的な問題
で、JR事件のように救済命令に行く事件
についても、どうしても効果的な救済とか
司法審査を行ったときの立証とか、同じ制
度でありながら、どちらの方向で労働委員
会制度を考えるかによって随分違うのでは
ないかと思います。

○高梨 どうもありがとうございました。

これで一わたり終わったのですが、実は先
ほど大橋委員がご指摘になつた労使関係の
意味というのは、私も運営委員でこのテー
マを決めた一端の責任を負っておりますか
ら、弁明します。今日の社会関係について
の大橋委員のご指摘については、おそらく
誰も異論がないだろうと思うのです。問題
は労資関係ではなく労使関係、つまりエン
ブロイ、エンプロイヤーの関係が、いま
どういうように変わつているかというのが
花見報告のポイントではないかと思うわけ
です。これをごく機械的に分けていえば、
集団的労使関係から個別の労使関係へとい
うようなことで、いまは重点が移ってきて、
専ら雇用とか労働条件にかかることが、
労使紛争の一つの原因になつていて、

革のほうに重点を置いて申し上げたので、

と思います。

この重要な問題に触れませんでした。現在の労働委員会制度の一つの大きな問題は、やはり判断の仕方の裁判所との食い違いの問題であろうかと思います。率直に言って労働委員会命令の相当数が裁判所によってひっくり返された場合、裁判所の考え方のほうが妥当だという場合もかなりあるうかと思います。にもかかわらず昨日からのお話の中にも出てきていますし、我々が当然の前提としております労働委員会は行政委員会として要件裁量を本末持つべきであつて、裁判所の判断と違う判断の仕方がある。

先ほど触れました小西論文と山川論文は非常に的確に、この問題を分析しているわけですが、これまでの裁判所と労働委員会の判断の食い違いの一つの重要な理由は、やはり労働委員会の判断の独自性、要件裁量が必要であるということの必然性についての理論化が十分ではなかつた、いわば通常の裁判官を説得するような労働委員会の判断、行政裁量というものについての根拠の理論化が、必ずしも十分ではなかつたのではないかということがあらうかと思います。そのため労働法の特殊性とか労使関係の特殊性ということを強調してきたわけですが、必ずしもそれは民事裁判の裁判官に対し説得力がなく受け入れられなかつたわけですから、その点のギャップを埋める必要があるというのが一つの点があらうか

げたわけです。

さん、ございませんか。

○岩山 労働委員会制度を考える場合、そ

の最大の原因是すでに指摘し尽くされ言つても労働委員会に専属管轄が認められておらず、裁判所としては不当労働行為を

民事で判断するという大前提に立つております。したがつて、そういう併存管轄を前

提にする限り、労働委員会と裁判所の判断の食い違いといふものは、最終的には上級審である裁判所の判断に屈さざるを得ないという非常に困難な問題が出てきており

ます。この点が一つ非常に大きな問題です。裁判所の判断のほうが尊重すべきであるとの意見も中にはありますが、私は必ずしも

全面的にそれには賛成できません。労働委員会の判断が正しい場合、裁判所を説得するだけの努力が必要であったということ

が、一つ指摘しておきたい点です。

二番目の点は岩山さんと豊田さんもお触りになりました。特に岩山さんは説得的に

おっしゃいましたが、実際には紛争が存在するのに労働委員会に来ていないというこ

とです。私は先ほど言葉が足りませんでした。したがつて、そういう低廉・迅速な

紛争処理機関をつければ、たくさんの数の

紛争がそこに持つて来られるわけです。日本

の場合は裁判も紛争委員会もそうなりたくない」ということが重要な問題点だと思います。

○高梨 どうもありがとうございました。

解決されていくと同時に、そういう所で解決されない問題は、裁判所と労働委員会を合わせた三、〇〇〇件の所には上がってこない。その一部がいろいろな行政機関の所に一〇数万件來ているということを申し上

の基本は労使関係の安定に置くべきだと思つてゐるのです。そういう視点で、いま職場の中にどういった労働条件、あるいは仕事にかかる不満を抱えているかというこ

とで調べてみますと、調査の仕方にもよると思いますが、概ねそれぞれの組合の八割

の従業員の方が、何らかの不満を持つているのです。そういうたった不満にどういった処理の仕方をしているかということを、是非

アメリカの紛争処理の紹介があります。特に

ドイツの労働裁判所の所はよくお読みいたしました。ドイツとフランスとアメリカの紛争処理の紹介があります。特に

裁判所の増刊号の中でドイツとフランスとアメリカの紛争処理の紹介があります。特に

裁判所の判断のほうが尊重すべきであるとの意見も中にはありますが、私は必ずしも

全面的にそれには賛成できません。労働委員会の判断が正しい場合、裁判所を説得するだけの努力が必要であったということ

が、一つ指摘しておきたい点です。

二番目の点は岩山さんと豊田さんもお触りになりました。特に岩山さんは説得的に

おっしゃいましたが、実際には紛争が存在するのに労働委員会に来ていないというこ

とです。私は先ほど言葉が足りませんでした。したがつて、そういう低廉・迅速な

紛争処理機関をつければ、たくさんの数の

紛争がそこに持つて来られるわけです。日本

の場合は裁判も紛争委員会もそうなりたくない」ということが重要な問題点だと思います。

○高梨 どうもありがとうございました。

解決されていくと同時に、そういう所で解決されない問題は、裁判所と労働委員会を合わせた三、〇〇〇件の所には上がってこない。その一部がいろいろな行政機関の所に一〇数万件來ているということを申し上

です。まだ若干時間がありますので、どなた

からでもご発言をどうぞ。補足的でも結構ない、さらに職制と話し合つてうまく解決

が着かない、そういう状況の中で初めて

労働組合に相談に来るといふことです。しかし労働組合も通さないと思うのです。直接連合へ、あるいはほかの機関へ苦情処理というか、ものが投げかけられるといふことに対し、やはりもう少し個別企業の労使が本気になつて、この問題を考えるべきではないだろうかと思います。そこを解決しない限り、紛争の火種はいつまで絶つても残つている。そんな立場で先ほどから申し上げておりますので、そういう実態にあるということだけは、是非ご理解いただきたいたいと思います。

○高梨 その問題は労使協議制は機能して

○ 岩山 まず苦情処理制度はほとんど機能していませんね。労使協議制でそういうふたことの解決に当たっておりますが、そこへ出て来るのはまだいいほうです。ほとんど何もしないというか、それをどうやって吸い上げるかということを、労使がそれぞれの仕組みの中できちんと考えていかなければ、どれだけ努力をしても自分からその問題の解決に当たらないという人が四分の三もいるわけです。そのことを念頭に置いて問題の解決を図るということが、ある意味では必要ではないかと思います。

- 高梨　いまの点について使用側はどう
でしょうか。深瀬さんか、豊田さん。
- 深瀬　いま岩山さんから言われたお話を

こういう個別的な労使関係の紛争をどう解決するかということでは、いちばん最初に出て来る当事者は、上司とか、同じ企業の中の労使で構成する従業員代表制とか、あるいは労働組合というのが出て来るのがいちばん筋ではないかと思いますが、従業員代表制については組合との関係でなかなか難しい問題があります。しかし今後、こういう問題を解決する機関を考える場合には石川先生が言われたように、簡易、迅速、低廉といったことのほかに、労使双方から親しみやすいという要件が特に必要になつてゐるのではないかと思います。

○高梨 どうもありがとうございました。

○大橋 では簡単に言います。岩山さんとでは大橋さん、どうぞ。

「階級意識」といいますかね。
それから労働組合にまとまりたくない、
自分は無所属でいたいという人も世の中に
はいるわけです。しかし、それはいけない
のだと。ほかの組合に入つてもいいけれど、
とにかく労働組合に結集して労使対等で取
引していくというのが、近代的な労使関係
なのです。つまり学校出て就職した人が、
全部組合員としての説明を受けて職場にい
るわけではないので、それをどう啓蒙して
教育して、何もやりたくない連中を宣伝、
煽動して、いかに闘いを組織するかといふ
のが労働組合の使命ですからね。そういう

○高梨 大いにご期待いたします。それでは道幸さん、何かござりますか。

○道幸 私は司法審査について、一つだけ付け加えたいと思います。最近の司法審査で労働委員会の命令が取り消される原因には、二つあると思います。一つは先ほど瀬戸内委員や花見委員がおっしゃったように、不当労働行為の成否を判断する視角が、私法的な基準で判断しているのではないかの問題ではないかと思います。それからもう一つは、いわゆる取消訴訟段階における立証というか、具体的な事実関係の認定の問題だと思います。これは取消訴訟段階で新たな立証まで認めておりますから、どう一

思ひます。されば申し分ない訳ですが、職場の状況であれば申し分ない訳ですが、職場の中で何か不満があるかと聞けば、それはみんな「ある」と答えるだろうと思います。例えば賃金について言うと、多少なりとも不満を持たない者はないと思いますが、隣の者があれくらいもらつて俺がこれくらいなら、まあいいじゃないかといふ形でおさまつているのが現状で、制度としてはこれがいちばんいい賃金制度だともいわれると思いますが、これからはそういう形ではないやり方を考えなければならないだろうと

意見は違わないのですか問題の本質に個々の労働者に不満があつて、それをどう吸収するかではないのですよ。労働運動というのは本来、どう宣伝、煽動していくかといふのが労働運動の本筋なのです。確かに労働運動には自然発生的な歴史的要素があります。やはり戦後、GHQの指導もあって労働運動が解禁になつて一年で「あつ」という間に三五〇万も組織されたというのと、お上の墨書きもあつたけれど、やはり指導者が宣伝、煽動したということだと思うのです。それから日本全体、経済自体が窮乏化していたということもありましょう。ですから労働運動本来の宣伝、煽動という

昌代は運動をしてことと、やつて、一ヶ月不況を
抑えるという使命もあるわけです。団交の
取引で負の部分がありますからこれはやは
り組織的に我慢しましようということで抑
えると。それによつて労働運動が発展して
いくのです。

その辺が最近はきちんとされていないか
ら、先ほど花見委員が言われたような遊離
現象が起きるのです。問題はそれを病理現
象と見るか、あるいは社会現象ではあるけ
れど、それは一つの発展過程の問題だとい
うふうに評価するかなのです。私はこれか
らの労働運動は希望が持てると思います。
いまはだいぶ底にいますが、これからまた
第二期高陽期になると、もうことで、岩山さ

宣伝煽動といふことと、一方で、労働運動を抑えるという使命もあるわけです。団交の取引で負の部分がありますからこれはやはり組織的に我慢しましようということで抑えると。それによつて労働運動が発展していくのです。

ても不当労働行為の成否がデリケートなケースなどでは、取消訴訟段階において新証人が出て来まして「実は委員長の勤務成績が悪かった」とか、そういうことを新たに出されますと、心証が随分変わることがあるのです。

ところが労働委員会の命令というのは一種の行政処分ですから、違法性の判断基準時は、いわゆる処分時説です。つまり命令を出したとき、そのときの事情で適否が決まるという原則になつていています。したがつて新たな主張というのは、その命令を書いたときにはそういう事実というのは我々はわかりませんから、後から出されて「いや、本当は違法だった」ということを裁判所に言われても、我々としては非常に欣然としないわけです。

これが普通の行政処分なら認可でも許可でも、考慮する事項というのはある程度決まっておりますから、行政庁として当然それを考慮すべきだといえます。こと不当労働行為の審査になりますと、実際は民事訴訟的であり、職権主義的に調査するのは難しい。そうすると、やはり取消訴訟段階における立証のあり方について、何かの形でチエックすることをしなければ、労働委員会としては非常に不利な闇いを余儀なくされるのではないかと思います。ですから現れどどういう証拠や証人が出て来たかとい

うのを、チェックする必要があるのではなくなどでは、取消訴訟段階において新証人が出て来まして「実は委員長の勤務成績が悪かった」とか、そういうことを新たに出されますと、心証が随分変わるということがあるのです。

お考えいただきたいのですが、問題は労働組合の組織率が低下して、労働組合が本来果たすべきさまざまな紛争処理的な機能が弱まつてきていることが、一つの大きな問題なのです。もう一つは、いま規制の緩和撤廃の大合唱で、ますます労働市場の流動化を促進しようということです。こうなりますと、どうしても個別的な紛争が増加せざるを得ないだろうと、私は思うのです。

現在、そういうことは何々一一〇番とか、労政事務所の相談件数が増加しているところに現れているとおりです。こういうようなどころで先ほど岩山委員から、さまざまなか職場の不満が潜在化して、顕在化しているというお話をあつたわけですが、

カツションはそのところを重点に、将来展望を含めて進めたいと思います。それで、まず第一に申し上げますのが、これは私が最初に申し上げました。そこでは、これで前半のほうを締め括りました。それは、これで前半のほうを締め括りました。よろしくお願ひいたします。先ほどの花見委員の問題提起で、これは是非休憩時間中に皆さん方で

（休憩後）

○高梨 どうもありがとうございました。それでは、これで前半のほうを締め括りました。よろしくお願ひいたします。先ほどの花見委員の問題提起で、これは是非休憩時間中に皆さん方で

うのを、チェックする必要があるのではなくなどでは、取消訴訟段階において新証人が出て来まして「実は委員長の勤務成績が悪かった」とか、そういうことを新たに出されますと、心証が随分変わるということがあるのです。

お考えいただきたいのですが、問題は労働組合の組織率が低下して、労働組合が本来

果たすべきさまざまな紛争処理的な機能が

弱まつてきていることが、一つの大きな問

題なのです。もう一つは、いま規制の緩和

撤廃の大合唱で、ますます労働市場の流動

化を促進しようということです。こうなり

ますと、どうしても個別的な紛争が増加せ

ざるを得ないだろうと、私は思うのです。

現在、そういうことは何々一一〇番とか、

労政事務所の相談件数が増加しているこ

とに現れているとおりです。こういうよう

なところで先ほど岩山委員から、さまざま

なか職場の不満が潜在化して、顕在化して

いるというお話をあつたわけですが、

パネルディスカッションの中では、

いま前半のディスカッションの中では、サ

スカッショーンの後半を開いたしたいと思

います。

○高梨 定刻になりましたので、パネルディ

スカッショーンの後半を開いたしたいと思

います。

いま前半のディスカッションの中では、サ

スカッショーンの後半を開いたしたいと思

います。

○高梨 定刻になりましたので、パネルディ

スカッショーンの後半を開いたしたいと思

います。

いま前半のディスカッションの中では、サ

スカッショーンの後半を開いたしたいと思

います。

私は全く民事訴訟の手続というものは素人でございまして、どういうふうにやるかと いうことは全くオン・ザ・ジョブ・トレー ニング、いきなり審問をやれということで、どうやっていいのか全くわからないで、ほ かの委員の方の審問を一回拝見して、「あ 「若僧、こういうふうにやれ」というふう 「若僧、こういうふうにやれ」というふう だな」ということで、あとは古参の使用者 働委員、労働者側委員からこづかれながら、に教わりましてやつたのです。つまり、そ ういう意味ではいつの間にか民事訴訟に近 いやり方というものが定着をしてしまつて、あまり疑問を持つことなくそれに従つてやつ てあるといふのが実情ではないか。

民事訴訟も、つまり争点整理というよ

うな裁判所でやるようなことをきちんとやら ずには、漫然とやるということです。ただ、それは、先ほど指摘をしました労働委員会 と裁判所の判断の違いということがありま して、観点が違う、つまりグローバルとい うかマクロ的な観点から判断をする前提と ませんが、いずれにしてもあまりに時間が 長くかかる。

先ほどドイツの労働裁判所のことを申し上げたわけですが、誤解を恐れず若干極端に表現をすれば、ドイツの一時間で審問を終わって、五分で合議をして、結論だけ伝えて、あと判決を書くというのは、

かなり単純な事件ではありますが、相当数 あるのではないか。もちろん、そうでない複雑なものが非常に増えてきて、それは先ほど私が「病理的」と言つたのは、何の否定的な意味で言つているわけではないので すが、圧倒的多数の日本の労使関係からい うと特殊なものに集中している。その場合 かる手続の運営がいつの間にか定着をしてしまつたということは、一つの問題であろ うかと思います。

もう一つ、これは先ほどから触れており ます小西論文に的確に指摘されております が、裁判所と労働委員会の事実認定の仕方、 つまり労働委員会は合議で事実認定をやつ ておりますが、しかもそれは大きな労働委 員会、中労委などの場合は二三人、少ない

つかの公認委員の合議で事実認定が行わ れるという非常に特殊な形になつてお

ります。そういう意味で、個人も姿勢を正

してやることが必要であるということは確

かにそうであります、これまでの取扱い、

制度の問題があるのではないか。もちろん

の現状はあるのです。とはいへ審査委員

が言わば主体的に審問を進めるというの

非常に難しいのです。少なくとも初めは漫

然と聞かざるを得ない。だんだん事実の全

体像がわかつてきますと、こちらから積極

な質問はできますが、争点自体何かとい

うのがわからないときに争点整理はできま

せん。

でございまして、どういうふうにして処理をされておりま

す。地労委のレベルでおそらくそういうふ

うな処理の仕方ができるものも、相当数は

あるのではないか。もちろん、そうでない

ほど私が「病理的」と言つたのは、何の否

定着をしてしまつたということで、これを

一朝一夕にそう簡単に、個人の心構えでい

ます。そういう大きな違いが五〇年の間に

あ、だいたいこういうふうにやればいいん

だな」ということで、あとは古参の使用者

側委員、労働者側委員からこづかれながら、

に教わりましてやつたのです。つまり、そ

ういう意味ではいつの間にか民事訴訟に近

いやり方というものが定着をしてしまつて、

あまり疑問を持つことなくそれに従つてやつ

ているといふのが実情ではないか。

ています。ドイツの労働裁判の場合は、た

めに争点がはつきりして、その部分だけ処理するといいんですが、労

働委員会の場合は、それこそ何が争点かわ

かるとだいたい解決のメドがつくといつこ

とです。そのためにはどうも初めから審査

委員がしやしやり出るよりは、黙つて聞いていたほうが適切な処理ができます。私も

くら頑張つても変えられないのではないか。

そのためにも、始めはしゃしゃり出て幾度となく失敗して、

裁判官をおやりになつていて労働委員会の委

員におなりになつた方が会場におられる

ました。当事者の立証・反証を何回かしてこ

と聞いて、「よくない」とかいろいろ言われま

した。裁判所のようなやり方はなかなかやつ

ておられないし、やることには、いま申し

上げたような条件で非常に難しいのではないか

ということをもし裁判官の方からご説明いただ

ければ非常にありがたい。

○高梨 いま花見さんから問題提起のあつ

た件について、ご意見をまず伺つていきた

いと思いますが、道幸さんどうですか。

○道幸 確かに民事訴訟的になつていると

審査委員がいくら頑張つても駄目です。あつ

せんの場合は当然そうですし、不当労働行

為事件でもそうですから、労使はあくまで

自分の問題として努力してほしい。

○道幸 います。NLRBの場合は、日本の公取と

同じで、行政手帳導型で、タイム・テープ

ルに従つて事件処理ができます。日本の場

合はそういうことをやつたら絶対失敗しま

すから、NLRBのいろいろな試みは直接

持つてくることはできないのではないかと

考へております。

○高梨 どうもありがとうございました。

では、大橋さん。

○大橋 道幸先生は、審問指揮は非常に厳しいです。私は随分発言停止を命ぜられましたから、ちょっとと言つておきます、恨んでいるわけではないですがね。

高梨先生、いまの花見委員と噛み合う議論をしたら、もう時間はないのです。ですから、複数組合の問題は、私はチャンネルを変えて問題提起したいと思うのですが、花見委員は、少數組合というものは病理現象だと、そういうとらえ方ですか。

○花見 病理現象というのは、先ほどから申し上げているように、私は否定的な意味では使つております。

○大橋 それは議論してもしようがないから私は端的に申しまして、複数組合の事件が定着したといわれています。年度によつては半分ぐらいです。これは、なぜかといふことです。実は私は、いまNTTの少數組合の事件を参与しているのです。多數組合は二〇万人で、少數組合というのは多くて一、二〇〇〇人、他は二〇人、三〇人です。要するに、多數組合は、圧倒的な組織率で九九%を優に上回っている。残りのコンマ以下を少數組合が、しかも一つや二つではない、舞めき合っている。象と蟻の如き関係です。

そこで、経営・法曹の方は、よくこういふことを言つておきます。岩山さんのところなどは、さらでしょう。

○岩山 はい。

○大橋 一万人の多數組合があつて、少數組合が一人だと。では、二人のほうも、これは団結権があるのか、団体交渉権はあるのかという極端な問題提起をするのです。

憲法で団結権、団体交渉権を定めている国民の権利ですから、これは人数の問題ではないと私は思います。ところが、私がいま参与している事件で、下部組織組合の要件について相手方の代理人が「二人では駄目だ、少なくとも三人ないと労働組合の要件はクリアできない」、「なぜか」と言つたら、「それは、一人だつたら多數決原理が応用できない、一対一だから。三人だつたら、これは二対一で多數決原理、つまり労働組合の要件というのは自主性と民主性だから、民主性を担保するものとしては、

多數決原理が応用できる数というの最低三だ、だから二は駄目だ」と、こんな理屈に答弁してきました。

そこで、世の中にある少數組合を分析すると、複数組合併存下の少數組合と、単数、つまり組合は一つしかない、しかも多數を目指さない、目指す努力もしない、そういう単数の少數組合、それに安住しているものもある。

例えば、某有名食品メーカーなどは、どうして少數組合になつたかというと、対抗馬、対立候補が立つて、相手の候補が圧倒的多数で委員長に当選してしまった。そうしたら当選した者を翌日除名してしまうのです。結局少數派になつて追い出されてしまつた。つまり、自分たちのグループだけでも何とか勢力を温存したい。孤立してもいいのです。孤立しても自分たちの城を守りたい。だから小さく、小さくなってしまうのです。労働運動としては、これは力を持てないわけです。

しかし、そういうさまざまの少數派運動というものを、全くいまの世の中で否定することはできません。ストライキもできません。多數組合を上回る労働協約、労働条件を引き出すことも、ますこれは絶望的です。绝望的な中でなぜ闘つてゐるか。それは、それだから、民主性を担保するものとしては、

多數決原理が応用できる数というの最低三だ、だから二は駄目だ」と、こんな理屈に答弁してきました。

その福岡高裁判決がありましたね。作業服や防護服を着る時間が労働時間であるかどうかという争いですが、結局あれは一審、二審と〇・二%の少數組合のほうに配分が上がつたのです。要するに、少數組合の闘う場としては団体交渉が本来なのだけれども、裁判所に訴えて、そして労働者の権利を確保していく、積み重ねていく。これは多數組合にしてみれば、こういう鬱いをされてしまう。内心忸怩たるものがある。本来彼ら多數組合がやらなくてはならないのですから、それでも零コンマいくらでも多いほうが勝ちということになるわけですね。

民主主義の国というのは、割り切り方がそういう点では優れてゐると思います。余談ですが、この間のケベック州独立の選挙などは、五〇%と五〇%、紙一重でしょ。それでも零コンマいくらでも多いほうが勝ちとなるが、それが何を意味する所かというと、それは公正代表義務というものが伴うわけです。要するに、五一%は多數組合で排他的団交権を得るけれども、残りの四九%の利益を代表する、公正に労働者全体の利益を代表すると、そういう

う風土なり価値観が日本にあるだろうか。
私はないと思うのです。

ですから、日本で公認試験を行なう
ものは、組合員のことしか面倒を見ません。
これは、もつともそつしないと組織は拡大
しないのです。例えば日立は、大林素子の
クビを切った、吉原知子もクビを切った。

しかし、クビを切つても、彼女たちは組合員ではないのです。だから、日本バレーは負けるのです。要するに組合員でなければ、これは守らないのです。それによつて企業別組合というのは、勢力を伸ばしてきたのです。もし組合員でなくとも、組合費を払つてなくても守つていくといつたら、これは組織論としては通らないと私は思つのです。だから、そういう日米の違いがあると思ひます。

もう一つは、最近、労働基準法とかが改正されまして、時間外労働とか、あるいはフレックスタイム制とか最近では一年単位の変形労働時間制などと。それは、三六条にしても何条にしても、事業所ごとの過半数の労働者の代表、過半数の労働者で組織する労働組合がある場合は、その労働組合とね。だから、一つの会社に一〇個事業所があれば、それを全部過半数労働組合が取つていれば、労働基準法の要件をクリアであるわけです。一つでも取つてなければ、その所は駄目ということになるわけでしょう。

この場合に、結局二五%の賛成があればいいのです。二五%だったら、五〇%の組合で二五%が少数派になるわけですから、五〇%は五〇%になる、五〇%は一〇〇%になります。だから、二五%をすれば、一つの組合で、事業所単位で、それは時間外でもフレックスタイムでも何で倫理的に義務的にそういうものを背負えるかどうか、そういう価値観や風土はあります。だから、排他的団交権といふのは、我々に馴染まない。そもそも企業別労働組合と排他的団交権といふのは、これは一致しないというふうに思うわけです。

ですから、そういう法律構造になつてゐる限り、我国において少数派の団結権、団体交渉権といふものを、それは使用者は認めたくないけれども、認めざるを得ないのではないですか。その上に、結局平たく言えば、多數組合と企業との、要するに企業別労使関係によつて今日の日本経済があり日本があるわけです。これだけG.N.P.が発達したのは、労使協調、企業別組合が協力してきたからなのです。その果実を一手にう鬼つ子みたいのも、やはり吸収せざるを得ないわけです。それを排除して少数派の団交権の団結権を排除するということは、

○猪瀬（中労委・公）私は昨年の一〇日から中労委の公益委員をやっておりまして

らないで審問に入るとという問題がありはしないか。もし、そうであれば、これは、非常に審査の遅延を招く大きな一つの原因であらうと思います。争点ができるだけ煮詰めて、それから審問に入るということが必要だと思います。そのためには、調査の手続、これは審問の言わば準備手続的な機能をも果たすものだと思いますので、調査の手続というものを十分活用して、そして審査に当たる担当委員は争点について双方の当事者とよく打合せをして、そのために調査の期日が何回か重ねなければならぬということになつても、それはそれでよろしいのではなかろうか。

から中労委の公益委員をやつております。それまでは長年裁判所におりました。今日はパネリストのご議論を聞いて勉強するつもりで来ましたので、発言の用意はございません。ただ乏しい経験から一、二感じたことだけ申し上げます。

確かに労働委員会と申しましても私の場合は中労委であります。が、中労委の不当労働行為の審査について、思っていたよりも何かゆっくりとした審理の経過をたどつてゐるというのが実感でござります。やはり

そして、必要最小限度に証人等の数も絞る、あるいは場合によっては、証人訊問をするまでもなく陳述書等を提出してもらつて、それで証人訊問に代えるということも考えられると思います。それから、調査の段階で争点を整理する過程で、両当事者との間で打合せをする中から、労働委員会側と申立人、相手方との間がかなり共通の認識を持つといふことができるのではないか、これは言うことは簡単ですが、なかなか実行は難しいのですが。

専門的な行政機関として不当労働行為の事件を処理するには、もっと迅速な処理ができないものかななどということを曰ぐる感じであります。

その一つとして、確かに争点がよくわかることでしょう。その面での一つの努力です

が、そのように感じております。それだけで足りるという単純な問題ではないと思ひますが、それ以上のことはいま発言は差し控えさせていただきます。

○高梨 貴重なご意見、どうもありがとうございます。

○伊勢（秋田・公） 私が委員になる前に秋田の弁護士出身の委員をなされた方が、

元裁判官だったのです。秋田地労委の会長を一〇年ぐらいやつておられまして、いま

は亡くなられましたが、その先生は裁判官を長くやっておられたにもかかわらず、審査は和解第一主義だったのです。徹底した和解第一主義で、一〇年の間命令を一本も出さなかつた。

ところが、解決しなかつたのかといふと、そうではないのです。結構解決しているのです。今まで言うと、調査をご自分で一生懸命やられて、調査の段階でほかの公益委員の先生方にはまず待つてもらつて、ときによつては組合に乗り込んでいつたり、会社に乗り込んでいつたり、非常に精力的に和解に努力された。

私が委員になつたころ、弁護士出身以外の公益委員の先生方は「命令というのはどうやつて書くんだろう」というようなことを言われたことがありました。ですから、裁判官出身の方でも、地労委のやり方としては和解がいちばんいいんだと、そのような信念でもつてやつておられたと、そういう

う先輩の方もおられましたので、一つ紹介だけしておきます。

○高梨 どうもありがとうございます。そ

れでは、先ほどのことですが、これから展

望の議論で少しいろいろな意見が出る可

能性もありますが、制度改正についてご意見をお伺いしたい。岩山さん、ございますか。

○岩山 労働委員会制度の長所と短所につ

きまして、先ほど花見委員からの確に触れられておりますので、労働側委員の立場で労働委員会制度に対して評価を加えさせていただきます。

むしろ労働委員会制度を私どもとしては積極的に評価するという、そういう立場であります。評価の理由はいくつかあるわけ

であります。特に四点に絞つて申し上げます。一つは、いろいろ意見はございま

たが、労使の紛争処理機関として大きな役割を果たしてきたことは、率直に評価できま

す。二つ目は、特に複数組合、少數組合の労使紛争の解決に、相応の役割を果たしてきています。三つ目に、紛争の解決を通じまして、労使関係の安定に大き寄与してきている。四つ目は、公労使の三者構成が、特に紛争処理、労使関係の安定に有効に機能してきたのではないだろ

うかなと思います。

この機能をさらに拡大強化をするような

方向で私どもは取り組むべきだという立場から、これはまた大橋委員と意見が分かれり大きく拡大をしている。三回目にまた拡大をして、四回目に振り出しに戻すと、そいつたことで争点の整理がかなりついています。そこで、先ほどのことでも、できれば労働委員会の中に対応できる

ような形に是非ともしていきたいなどと考えてあります。そういう立場で、先ほどから限ります。そういう立場からすれば、これからは個別労使紛

争、これをどう労働委員会の中で取り上げらるるような仕組みを作つていくべきか、ただ、この問題については、まだ労委労協の立場からすれば、これからは個別労使紛

中で、あえて加えれば、命令の納得性という問題があると思つております。これは不服率を見ますと、圧倒的に不服率が高いのはむしろ初審の被申立人側、経営側ということになるわけですが、命令が十分な説得力を持たないとすれば、どこに問題があるのかということになりますと、私はそれは事実認定の問題に返つてくると思つております。

それよりもむしろサブテーマの「見直しの論点」という所に私は入りたいのですが、先ほど伊勢会長のお話を伺つておりまして、私の考えておりますことと審査事件については全く結論は一緒であります。つまり、これから労働委員会の審査事件というのは、和解前置をますとしたらどうかということがあります。それは調査という形で結構だと思いますが、中身は当事者の歩み寄りの余地を徹底的に追求していく。その上でどうしてもその和解が不可能であれば、その段階で審査を打ち切つてしまつたらどうか。つまり審査事件はそこまでという考え方をとつてはどうであろうかというのが、暴論かもしれません私の考え方であります。

調整事件でありますが、これは昨日の石川先生のお説を待つまでもなく、調整事件で果たす労働委員会の役割は大きいと考えておりますが、その際にどうしても整理しなければいけない問題は、現在のあっせん

と調停との仕分け方だと考えております。事実上はあっせんという名前の調停をやつしているわけでありますと、あっせん案といふ名前の調停案を出しているというのが実務でありますが、これは少なくとも実定法上はそうならないわけで、あっせんと調停というものをどうこれから仕切つておらのかということが大事だらうと思つております。

次に個別紛争への対応ですが、私はこれは積極的に考えたいと思っております。ただ、その場合に問題が出てまいりますのは、集団的な労使関係に関するノウハウ、あるいは個別労使紛争に果たして対応しきれるか。つまり労働委員会にそれだけの専門性あります。やとすることを間われたときに、委員会側はどう答えられるのかという点が残つています。したがつて、個別紛争に對応するだらうと思います。したがつて、個別紛争に對応するというの私は積極的に考えたいのですが、そのための条件整備をする必要があると考えております。

○高梨 どうもありがとうございました。

ただいまの件で使用者側、深瀬委員、ございませんか。

○深瀬 ただいまのお話に多少付け加えたいとります。不当労働行為の事件でも七〇一八〇%までは和解で解決するということで、これは労使関係の継続性という点から大変いいことだと思っております。ま

た公労使の三者構成が説得力があるという事実上はあっせんという名前の調停をやつしているわけでありますと、あっせん案といふ名前の調停案を出しているのが実際に大きな意味を持っているのではないかと思ひます。

ただ、この労働委員会という制度をそのままの形で個別的な労使関係の紛争の処理までに拡大するということになりますと、どこ迄取り扱うかという組織の問題とこれ

を担当する人の経験などから多少懸念を持っています。いまの集団的な労働紛争の處理が、労使関係の安定という基本的な目標ではないと私は思つのです。しかば労働基準監督署の役割はどうなるのか。そういう風に、行政構造からいって、これは無理だと思います。労働組合の側からいっても、結局、労働組合をつくつて組織することには、解雇事件とか賃金不払い事件とか、そういうノウハウもないし受皿もない、能力もないと私は思つのです。しかば労働基準監督署の役割はどうなるのか。そういう風に、行政構造からいって、これは無理だと思います。労働組合の側からいっても、

労働委員会の組織をそのままの形で個別的労働紛争という純粹な民事事件を担当することになります。また今迄の経験が個別的な紛争処理のノウハウになりうるのか、争に對応するというの私は積極的に考えたいのですが、そのための条件整備をする必要があると考えております。

したがつて、労働委員会が個別的労働紛争を取り扱う場合にはそういう心構えの点、職員の教育の問題、使用者及び労働者が非常に近付きやすくなるのかという点について疑問を持つております。

○高梨 どうもありがとうございます。

○大橋 いまの件、私は、率直に言つて動機が不純だと思うのです。労働委員会の事

件が減つたから個別紛争を引き受けると、要するにこういうことなのです。個別紛争を受け入れるべしという賛成論者は、団結するに利益を発見することになるという点が特徴でありますと、これは少くとも実定法上はそういうことです。個別紛争を無視している。だから、国民のニーズがないのに、役人が予算を使いきる発想で、橋を架ける、道路を造ると似たようなもので、これはそういう要求は全くないのです。

労働委員会が、例えば個別紛争というのでは、解雇事件とか賃金不払い事件とか、そういうノウハウもないし受皿もない、能力もないと私は思つのです。しかば労働基準監督署の役割はどうなるのか。そういう風に、行政構造からいって、これは無理だと思います。労働組合の側からいっても、結局、労働組合をつくつて組織することには、解雇事件とか賃金不払い事件とか、そういうノウハウもないし受皿もない、能力もないと私は思つのです。しかば労働基準監督署の役割はどうなるのか。そういう風に、行政構造からいって、これは無理だと思います。労働組合の側からいっても、

だから、いまの構造、いまの方法でも、そ であります。

私は十分個人のバラバラの個別の紛争を労働委員会で現にやっているから、それをもつとやりやすいような方向にしたほうがいいと思います。

そういう個別紛争を中心とした労働事件の処理ということを考える場合に、現在の労働委員会制度を手直ししてそこで処理するか、あるいはほかに新たな制度をつくる、という二つのオルタナティブが考えられるわけであります。

三者で問題を処理する安全弁みたいなものが各都道府県に存在するということが、何らかのときに非常に有効であろうということは、先生の卓見ではなかろうかと思います。他方、審査に関しましては、現在の審制はコスト・パフォーマンスとしてあまりにも無駄なのではないか。岩山さんもご指摘になりましたが、地主労働委員会によつては事件が全くないとう所があるわけです。それはそれで調整上いうようなものを含めて、つまりその規則

りまして、中労委を現在やつておりますが、都労委の経験から中労委に参りまして非常にびっくりしたことは、さまざま日常活動が大変儀式化していく、無駄がかなり多いのではないか。私のような非常識な人間にはわからない、儀式というもの的重要性という是有ると思いますが、それにしても、あまりにフォーマリスティックになり過ぎてはいるのではないか。この辺で五〇年というのは、金属だつて疲労するわけでありまして、制度もやはり疲労をしていくのではないかと思います。いま申し上げたような観点から、抜本的な活性化が必要だろうと思つております。

（社見）個別紛争のものが増大しつゝあるということは事実でありまして、それが必ずしも機能的に処理をされていない。例えば、労政事務所と、いうような本来個別紛争を処理する機関ではない所に、わかつているケースだけでも七万五、〇〇〇といふ数字が行つてゐる。そういう事実からして何らかの処理が必要であるうという認識に

一方でそういうニーズがあり、他方に置いてこれまで検討してまいりましたように、労働委員会の機能が低下しているという事実があります。労働委員会制度というものを再検討する場合に、新しいニーズに対応する改正をすることが、かなり具体的な政策論としてはファイージビリティがより高い

で労・使・公益がいろいろな形の具体的な形でコミュニケーションを通じて問題を解決していると、そういう機能は否定できませんが、不当労働行為事件処理の機関といつても、それをいちいち置いておく必要があるかどうか、かなり疑問なのではないか。

そういうことを考えますと、現在、労働委員会にアロケートされておりますヒューマン・リソース、人材、国家予算、都道府県の予算というようなものを考えると、これを有効・適切に活用するという方向で検討をしたほうがベターであろう。具体的なやり方としてはさまざまなもののが考えられます、何度も言いましたように重要なことは、あまりにリーガリストイックになつてゐる手続というものを抜本的に改正し、非常にインフォーマルなアプローチができるような制度にすべきであろうと考えます

うな観点から、抜本的な活性化が必要だろ
うと思つております。

○高梨 ありがとうございます。道幸さ
ん、最後にございました。道幸さ
ん、最後にございますか。

○道幸 事件処理のあり方について、例え
ば、事件を和解で処理する場合に痛感した
ことが、二つあります。

一つは、いわゆるボス交という言葉があ
るようには、和解には論理が必要ではないの
ではないかと思いましたが、実際にやつて
みますと、和解というのはかなり論理的な
説明が必要だということがわかりました。
というのは、まずボスがない。特に組合
側にリーダーシップがないというかボスが
いませんから。ボスがない社会では論理
というのは非常に重要で、その場合の論理
というのは比較的法律的な議論と近いとい

立つとすれば、現在の民事裁判制度によつて処理をすることは、これまで指摘されましたように時間とお金の点で非常に抑制され、結局解決をする場がない。それが少数组合の事件として労働委員会に出てくる、それはそれで一つの処理方法でありますから、もう少しそういうやり方でアクセスできないような問題を、何らかの形で処理する必要があるのではないか、ということが最近一般的に指摘をされているところ

石川先生が昨日いくつか重要な問題点を指摘されました。その大部分は私の考えと共通で全面的に共感しつつ伺ったわけですが、一つだけ考え方かなかったことがありました。石川先生は調整に関しては地労委の役割というものを非常に高く評価され、これは大変に見識のあるご議論だったといふうに感銘をもって伺つたわけあります。つまり、労・使・公益、石川先生の言

県の予算というようなものを考えると、それを有効、適切に活用するという方向で検討をしたほうがベターであろう。具体的なやり方としてはさまざまなもののが考えられますがないが、何度も言いましたように重要なことは、あまりにリーガリストイックになつてゐる手続というものを抜本的に改正し、非常にインフォーマルなアプローチができるような制度にすべきであらうと考えます。

「一つは、いわゆるボス交という言葉があるように、和解には論理が必要ではないのではないかと思いましたが、実際にやつてみると、和解というのはかなり論理的な説明が必要だということがわかりました。というのは、まずボスがない。特に組合側にリーダーシップがないというかボスがいませんから。ボスがいない社会では論理というのは非常に重要で、その場合の論理というのは比較的法律的な議論と近いとい

う感じがしました。

もう一つは、和解の契機というのは強制力、つまり和解が駄目な場合はこういう命令が出ますよというのがいちばん重要です。

特に組合が弱い場合はそれしか説得力の材料がないという場合も少なくありませんから、そうしますと効果的な和解をさせるためには、どうしても強い牙というか、実効性のある教済命令がなくては駄目だと思いまして。そういう意味では、実効性のある教済命令と和解というのは連動している。これを個別紛争との関係で考えますと、個別紛争を処理する場合には、前者の論理があるから、もう一つ決定的だと思うのは強制力の問題があります。つまり、このプランはどの程度の強制力を考えるかということがはつきりしませんが、一定の強制力がなければ個別紛争の効果的な処理はできぬのではないかと思います。そうすると、逆に強制力を付与するだけの機構をどう作るのかというジレンマに陥りまして、そこをどう考えるかがポイントではないか。私は労働法の研究をしておりましたから、こういうことを処理する機関があつたほうが、労働法学者の雇用政策上プラスになります。その点からは諸手を挙げて賛成しております。

○高梨　どうもありがとうございました。ここで皆さん方はまだいろいろご意見ありましたよといで皆さん方はまだいろいろご意見ありました。

があるかと思いますが、最後に私なりの意見をここで披露させていただき、締めくくりに代えたいと思います。

最近、個別紛争処理の問題が学界でも大変議論になってきて、いくつかの論文も出されています。それから自己宣伝であります日本労働研究機構でも、「個別紛争処理システムの現状と課題」ということで調査報告書をこの二月にまとめております。

これは、専修大学の手塚先生が委員長です。

が。こういうことで、あちらこちらで議論が発酵し、労働省の研究会でも、つい最近、これに関する提言がだされているのが現状であります。

これまで何年かかけて具体的に制度改革が進むかはわかりませんが、私は学生時代にもともと法律の専門ではなくて経済学で、経済学部で石井照久先生の講義も聞いたわけですが、そのとき石井先生が強調したのは「集団的労使関係から個別的労使関係へ」で、判定的機能まで持つていくのか持つていかないのか、また、それは調整、あつせんにとどめるのか、とどめないのか、この辺はこれから大いに議論しなければならない論点だらうと思つています。

ただ、調整案件にする場合には、いまの賃金紛争の調整でもそうですが、労使双方当事者でなくとも、片方でも、使用者側もアピールできる。これから雇用契約がどんどん個別化され差別化されますから、当然だん個別化され差別化されますから、当然問題が出てくると思うのです。したがつて、労働者だけではなくて経営者の方にも問題が出てくると思うのです。したがつて、労働委員会制度については、議論をしなければならない課題が多くあります。今回の五〇周年記念の計画で、別途に「五〇周年記念誌」における記念座談会がござります。

これは、不当労働行為制度をめぐる諸問題と争議調整制度をめぐる諸問題で、二つの点で、むしろ調整事件にしたほうが、紛争解決の近道になるのではないかと考えています。同じような構成で行います。本日のパネル

今まで踏み込みながらいろいろな議論を進めてきたわけですが、いま個別紛争が起きてくる最大の原因是、やはり雇用にかかわる領域が大変多いと思います。

そのようなことで私としては、これらの会で、ここでのいままでの組織と人材、この資源を有効に活用することがいちばんコ

ストも安いし、うまくいくだらうと思うのです。その際、当然雇用問題がかかわり合つてまいりますから、そのような事件をどのように処理していくかが最大の課題です。

いま道幸さんが、この種の個別紛争、雇用とか賃金にまつわる領域の処理方法として、判定的機能まで持つていくのか持つて

いかないのか、また、それは調整、あつせんにとどめるのか、とどめないのか、この辺はこれから大いに議論しなければならない論点だらうと思つています。

ただ、調整案件にする場合には、いまの

賃金紛争の調整でもそうですが、労使双方

当事者でなくとも、片方でも、使用者側もアピールできる。これから雇用契約がだん

れなりの人材の配置も予算も付いてくるだ

ろうと、私はこのように期待しているところであります。

そのようなことで、これからまだまだ労

働者だけではなくて経営者の方にも問

題が出てくると思うのです。したがつて、

経営者にもアピールできるという途を開く

熱心であります。なかなかそこの専門領

域に入つてきていません。そのようなこと

解説の近道になるのではないかと考えてい

るところです。

あとはこの個別紛争処理機関の予算上の

問題があります。いま中労委は大変貧乏な所帯でして、財源は一般会計だけですから、特別会計とつながる当てができるので

予算の規模は大変少ないのでですが、雇用問

題になると雇用保険特別会計がありますから、特別会計とつながる当てができるので

はないか。そうすると、若干は予算面で潤つてくことが期待できます。

また、あつせんで処理することになりますと、個別紛争ですと、アクセスの容易さからいきますと、どうしても地労委が中心になります。いま以上に人材と予算をもつて、問題を解決していく

と地方の自治体にも付けてもらひながら、そこを拡充していくと、こういう展望も開けるだらうと思います。現状だけを見て悲観していたのでは駄目であつて、そのよう

なアクセスすべき目標が立てられれば、そ

れなりの人材の配置も予算も付いてくるだ

ろうと、私はこのように期待しているところであります。

観していたのでは駄目であつて、そのよう

なアクセスすべき目標が立てられれば、そ

れなりの人材の配置も予算も付いてくるだ

ろうと、私はこのように期待しているところであります。

そのようなことで、これからまだ労

働委員会制度については、議論をしなけれ

ばならない課題が多くあります。今回の五

〇周年記念の計画で、別途に「五〇周年記念誌」における記念座談会がござります。

これは、不当労働行為制度をめぐる諸問題と争議調整制度をめぐる諸問題で、二つの

点で、むしろ調整事件にしたほうが、紛争

解決の近道になるのではないかと考えてい

ディスカッションで労働委員会制度についての突っ込みの足りない論点については、この二つの座談会の中でより一層深めていただけるのではないかと、このように期待しているところでござります。

それでは、ちょうど定刻終了時間となりましたので、これでパネルディスカッションを終えたいと思います。会場の皆さん方大変ご協力ありがとうございました。また、パネラーの方々、どうもありがとうございました。

